

答申 第 50 号

令和4年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会

会 長 小 堀 秀 行

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を
利用する事務の拡大について（答申）

令和4年1月12日付けで知事から諮問のあった標記の件について、当審査会の意見を別紙
のとおり答申します。

第1 審査会の結論

諮問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である県民の負担軽減の観点から、妥当な内容と認められる。

事務の名称	事務の内容	申請を行う者	住民基本台帳ネットワークシステムで確認する事項
生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務	生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する外国人	申請者等（同一の世帯に属する者を含む）の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号
	生活保護法の規定に準じて行う就労自立給付金・進学準備給付金の支給に関する事務		
	生活保護法の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務		
	生活保護法の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務		

第2 審査会の意見

- (1) 住民基本台帳法の規定に基づき、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、今回諮問された県健康福祉部厚生政策課等が処理する事務のために、利用する事務を拡大することは、県民の負担軽減の観点から十分意味があると考えられる。
- (2) 今回諮問された事務については、県民の負担軽減を図ることができるものであり、条例により利用を図ることは、適当であると考えられる。
- (3) 今後、県においては、一層の住民サービス向上や事務の効率化に努めるとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な管理運用について引き続き取り組むよう要望する。